

栃木県立宇都宮北高等学校の部活動に係る活動方針

目標	本校の部活動は、学習指導要領の趣旨を踏まえ、「人間性豊かで、我が国の伝統・文化を理解し、国際感覚をもって社会で活躍する人材を育成する」という本校の教育目標の実現に資する教育活動の一環として行うものである。従って、部活動をとおして、生徒の以下に示す態度や能力、意欲等を養うことを目標として行う。また、実施に当たっては以下に示すように安全管理を徹底して安心安全な部活動の運営を行う。 ○部活動をとおして、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との望ましい人間関係の構築を図るとともに、学習意欲を向上させ、自己肯定感、責任感、連帯感を育成する。 ○部活動の実施に当たっては、所属する生徒の技術・競技力の向上を図るとともに、部活動をとおして個性を伸長させ、自ら選択した競技等を生涯にわたって楽しむ意欲と態度を養う。 ○本校は、部活動における安全管理を徹底し、活動中に起きた「ヒヤリ・ハット」事例を共有して安全対策を講じるなど、学校全体での危機管理意識の高揚をはかりながら、生徒が安心安全に参加できる部活動運営を行う。
休養日	○原則として、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。その際、できるだけ週末の少なくとも1日を休養日とする。ただし、中学校より心身が発達している生徒が、本校の部活動での活動を自ら選択し、入学者選抜を経て入学してきたことを踏まえ、休養日を週当たり1日以上とすることも可能とする。なお、その際には、できるだけ週末のいずれか1日を休養日とする。 ○大会参加等で休養日が確保できない場合は、休養日を他の日に振り替える。 ○長期休業中は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
活動時間	○1日の活動時間は、競技種目等の特性などに応じて適切に設置する。その際、生徒の健康管理に十分に配慮し、学校生活や授業等に支障のない範囲内で、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うこととする。 ○原則として、平日の活動時間は合計2時間程度とする。放課後の活動時間は18時30分までとし、最終下校時刻は19時とする。18時30分以降も活動する場合には事前に顧問が校長の許可を得る。なお、その場合の最終下校時刻は19時30分とする。 ○原則として、休業日の活動時間は合計3時間程度とする。ただし、中学校より心身が発達している生徒が、本校の部活動での活動を自ら選択し、入学者選抜を経て入学してきたことを踏まえ、休業日の1日の活動時間については、原則として示された時間よりも長くすることも可能とする。ただし、その際もできるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。 ○定期試験初日の1週間前から定期試験実施期間（最終日を除く）、12月29日から1月3日までの期間及び校長が指定した日は部活動を行わない。ただし、当該期間において、大会等参加によりやむを得ず活動する場合は、事前に顧問が校長の許可を得て実施する。
設置する部活動	【運動部】 剣道部、柔道部、サッカー部、テニス部、バドミントン部、ダンス部、バスケットボール部、バレーボール部、野球部、卓球部、陸上競技部、弓道部、チアリーディング部 【文化部】 IEC部、映画部、吹奏楽部、写真部、美術部、書道部、マイコン部、演劇部、茶道部、文芸部、科学研究部、囲碁・将棋部、競技かるた部、JRC部
大会参加	各部が参加できる大会は次のとおりとする。ただし、参加に当たっては、生徒の健康面及び学習面に十分配慮するとともに、保護者の経済的負担を考慮する。 ア 県高等学校体育連盟、県高等学校野球連盟、県高等学校文化連盟が主催・共催・後援する大会 イ 県スポーツ協会加盟の競技団体が主催・共催・後援する大会 ウ 事前に校長が参加を許可したその他の大会等
部活動の運営	(1) 生徒の健康・安全への配慮 ○部活動顧問は、生徒はまだ自分の限界や心身への影響等について十分な知識や技能をもっていないことを前提として、計画的な活動により、各生徒の発達段階、体力、修得状況等を把握し、無理のない練習となるよう留意するとともに、生徒の体調等の確認、設備・用具等の定期的な安全確認、事故が起こった場合の対処の仕方の確認、医療機関等への連絡体制を整備する。 ○部活動顧問は生徒の活動に立ち会い直接指導することを原則とするが、直接練習に立ち会えない場合は、他の教員と連携・協力したり、あらかじめ部活動顧問と生徒との間で約束された安全面に十分留意した内容や方法で活動させ、部活動日誌等により活動内容を把握できるようにする。 ○部活動顧問は、天候の急変などに備えあらかじめ代替案を準備し、活動時の気象情報を確認して、危険と判断される場合には、ためらうことなく計画の変更・中止等の適切な措置を講ずる。また、熱中症事故を予防するために、水分補給や健康観察を適切に実施する。 (2) 体罰等の禁止 ○部活動顧問は、いかなる理由があっても、部活動の指導において体罰や暴言等を厳しい指導として正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識をもち、体罰や暴言等のない指導に徹する。 (3) 保護者の理解と協力を得た活動 ○保護者の理解と協力は、部活動の運営上欠かすことができないことから、部活動顧問は、活動の目標・方針、休養日、1日の活動時間、活動内容等について、通知や説明会を開く等の方法で保護者に周知する。また、本校は全ての部活動の活動方針、年間活動計画、活動報告を本校ホームページで公表する。